

納税相談シート（年度内の分割納付希望用）【令和6年3月末までの分割納付用】

※この納税相談シートは、令和6年4月以降お使いいただけません。

通知書番号	※複数の通知書番号があるときは、どれか一枚の通知書番号をご記入ください。不明の時は空白で結構です		
お名前		生年 月日	年 月 日
現在の住所	〒 -		
中野区からの通知書等に書かれている住所	<input type="checkbox"/> 同上 〒 -		
納める住民税の総額	円	※分割で納める住民税の総額をご記入ください。不明の場合は記入不要です。未納本税の総額に満たない記入の場合は総額を対象とします。	
分割納付の計画	年 月から 年 月まで(令和6年3月まで可能)、 (毎月・年金月) に 円ずつ納付します。 ※月末納期限の納付書をお送りします。 ※令和6年3月以降までの記入は、令和6年3月までに読み替えます。		
連絡先電話番号	() ※中野区から連絡することがありますので、必ずご記入ください。 連絡先の記入がない場合や、区から連絡しても応答がない場合(連絡後2日以内に折り返しのない場合含む)は、本申請を取り下げたものとみなします。		
その他連絡事項等 (お名前の変更等)			

【注意事項】

1. 新たに住民税が生じたときや税額が変更したときは、再度ご相談ください
 新年度の課税や税額変更等で新たに住民税が生じたときは、再度ご相談ください。
2. 督促状は発付されます、催告書が届くことがあります
 分割納付の期間中も、原則として督促状を発付します。
3. 財産調査・差押等を行うことがあります
 分割納付の期間中も、財産調査を行うことがあります。
 分割納付が履行されないときは、予告なく差押を行うことがあります。
 計画通りの納税が困難になったときは、必ず連絡・相談をしてください。
4. 延滞金がかかることがあります
 納期ごとに、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて、延滞金が計算されます。
 納期ごとに延滞金を計算して、1,000円以上のときは延滞金を請求することになります。
 失業や傷病、産休・育休等のときは延滞金の減免ができる場合もあるので、本税完納後にご相談ください。
5. 口座振替が中止されます
 既にお申込済の口座振替は分割納付により中止されます。分割納付後再度口座振替を希望する場合は再申込が必要です。

【相談先】 中野区税務課 納税相談担当 (TEL 03-3228-8924)